平成２４年（フ）第２０８号
名古屋市名東区高針３丁目203番地　ＫＡＴＯコーポ107号
債務者　谷口一二美
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８９８号
名古屋市守山区瀬古東３丁目402番地　ネオハイム101号
債務者　山本美代子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７６４号
兵庫県姫路市豊富町甲丘１丁目６県営姫路江鮒鉄筋10号棟0102号、住民票上の住所兵庫県姫路市山田町牧野491番地17
債務者　山口　正三
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７６５号
兵庫県姫路市豊富町甲丘１丁目６県営姫路江鮒鉄筋10号棟0102号、住民票上の住所兵庫県姫路市山田町牧野491番地17
債務者　山口　和子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２０６号
兵庫県加古郡播磨町北野添２丁目３番６号グリーンヒュッテ土山101号
債務者　松浦　幸輔
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２４２号
兵庫県姫路市勝原区丁60番地３
債務者　柳生　貞光
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１５２号
愛媛県松山市小浜甲545番地３
債務者　田房　嘉子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで　松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１１号
福岡県久留米市城島町西青木26番地１　テラスハウス青木Ｂ棟
債務者　薮内　史匡
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１７５号
大分県別府市野口元町12番９号
債務者　松岡　幸子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第９２号
鹿児島県鹿児島市新栄町14番５号南さつま荘101号
債務者　羽生　陸司
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１４７号
鹿児島県鹿児島市谷山中央７丁目11番３号
債務者　早﨑　勝己
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１７７号
鹿児島県鹿児島市永吉１丁目27番10号
債務者　下栗眞理子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１７８号
鹿児島県鹿児島市玉里団地３丁目13番９号
債務者　堂園　幹郎
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１７９号
鹿児島県鹿児島市玉里団地３丁目13番９号
債務者　堂園加代子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１８６号
鹿児島県鹿児島市紫原５丁目10番６号
債務者　中島　政幸
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２００号
鹿児島県鹿児島市東坂元２丁目７番26―33号辻ケ丘団地
債務者　笹山　珠惠
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２７号
北海道浦河郡浦河町緑町42番地の32
債務者　佐藤みやび
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係